

はじめに

1. インド : 一般的租税回避規定(GAAR)に関する専門委員会の報告書
2. シンガポール : ファンド・マネジメント規制の強化
3. ベトナム : 労働法の改正
今号のコラム-タイ-

はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第7号(2012年9月号)を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インド: 一般的租税回避規定(GAAR)に関する専門委員会の報告書草案

本ニュースレター第2号でご紹介した、改正インド所得税法案により新たに導入が予定されている一般的租税回避否認規定(GAAR)について、インド財務省は、本ニュースレター第3号でご紹介したとおり、導入時期を延期し、2013年4月からとすることを表明していました。

インド政府は、その後、投資家からの懸念を受けて、GAARの適用に関する専門委員会を設置し、同委員会による検討が続いていましたが、専門委員会は、2012年9月1日、GAARの適用は、濫用的(abusive)、人工的(artificial)及び不自然(contrived)な取引に限定すべきであるという原則のもと、GAARの導入を3年間延期することを含む、報告書の草案を公表しました。

報告書の草案は、GAARの適用範囲等について様々な提案をしていますが、主な内容は以下のとおりです。

- ① 租税回避と合法的な節税は区別されるべきであり、GAARは、租税回避を主たる目的としたもの限り適用されるべきであり、租税回避が数ある主たる目的の一つにすぎない場合には適用されるべきではない。
- ② グループ内取引、裁判所の認可を受けた合併、会社分割、自己株式の取得等、GAARが適用されない一定の取引類型を明示すべきである。
- ③ 特定の租税回避対策に関するルール(移転価格税制等)が適用される場合にはGAARは適用されるべきではない。
- ④ 各国間の租税条約上の濫用防止条項が付されている場合には、租税条約上の要件を充たす限りGAARは適用されるべきではない。
※例えば、印星租税条約では、シンガポールに実態のある会社でなければ租税条約上の便益を享受できないなどの制限が付されているため、これらの要件を充たす場合にはGAARの適用対象とはならないこととなります。
- ⑤ GAARの恣意的(arbitrary)な運用を避けるために、税務当局が課税処分を行う際には、対象取引が(合法的な節税ではない)租税回避に該当すること、租税回避を主たる目的としたものであることなどの一定の事項について、そのような判断を行った詳細な理由を示すべきである。
- ⑥ 節税額が3,000万ルピーを超える取引のみをGAARの対象とすべきである。
- ⑦ GAARの導入時に既に実行済みの既存の投資(及びその投資の売却)については、GAARは適用されるべきではない。

本報告書の草案は、2012年9月15日までパブリックコメントに付され、同30日に財務省に対して提出される予定です。インドでは、近時、課税処分に関する不確実性が高まっていました。本報告書の提案に従った改正がなされれば、このような不確実性が緩和されることが見込まれるため、今後の動向を注視する必要があります。

弁護士 小山 洋平
☎ 03-5220-1824
✉ yohei.koyama@mhmiapan.com

弁護士 関口 健一
☎ 03-6266-8562
✉ kenichi.sekiguchi@mhmiapan.com

2. シンガポール:ファンド・マネジメント規制の強化

シンガポールでは、昨今の国際金融に関する規制強化の流れを受け、2012年8月7日から新たなファンド・マネジメントに関する規制(「新規制」)が導入されました。

顧客から委託を受けて顧客財産の運用を行う投資運用業者(「FMC」)は、従来から、原則として、監督当局であるシンガポール金融庁から認可を取得する必要がありましたが、顧客が適格投資家である場合など、一定の要件を満たす場合には、シンガポール金融庁へ通知を行えば、認可は不要とされていました。

新規制は、このような従来の規制に代わるものであり、その概要は以下のとおりです¹。

認可/登録制

新規制では、FMCは、以下の3類型に区分され、類型に応じて認可又は登録が必要となりました。

【RFMC】

登録投資運用業者(「RFMC」)は、従前の適格投資家に関する適用除外に代わるものです。

RFMCとして登録制度を利用できるのは、従前の適格投資家に関する適用除外要件(顧客が適格投資家であり、かつ、30人以下であることを満たすことに加え、①かかる「30人」のうち、集団投資スキームを含むいわゆるファンドは15以下であることを、かつ、②運用資産総額が250百万シンガポールドル以下であること、という要件を満たすことが必要です。

【A/I LFMC 及び Retail LFMC】

RFMCの要件を満たさない場合は、認可を取得する必要があります。

まず、顧客が適格投資家のみである場合(顧客の数につき無制限)には、認定/機関投資運用業者(「A/I LFMC」)として認可を取得する必要があります。

それ以外のすべての場合(顧客の数・属性につき無制限)には、小口投資運用業者(「Retail LFMC」)として、認可を取得する必要があります。

認可/登録要件

認可申請/登録を行う際には、FMCの類型ごとに、役職員の適格性、資本金、コンプライアンス・リスクマネジメント体制、監査体制、専門職業人賠償責任保険の付保等の審査/登録基準を満たす必要があります。

行為規制

FMCは、以上の3類型のいずれに該当するかを問わず、運用資産に関する分別管理、適切な査定体制・利益相反管理体制の整備、ファンドの運用方針・運用報酬その他ファンド運営に関する情報開示、マネーロンダリング・テロ資金対策、役員選任等一定事項に関する当局の承認・通知、並びに、当局への定期的報告等に関する義務を負います。

¹ 新規制に関してシンガポール金融庁から公表されたガイドライン(Guidelines on Licensing, Registration & Conduct of Business for FMCs)は、同庁のウェブサイトから入手可能です(<http://www.mas.gov.sg/Regulations-and-Financial-Stability/Regulations-Guidance-and-Licensing/Securities-Futures-and-Funds-Management/Guidelines/2012/Guidelines.aspx>)。

新規制の下では、例えば、30人以下の適格投資家を対象として250百万シンガポールドル超の資産を運用するFMCなど、従前は認可が不要とされていたFMCでも認可が必要となる場合があります。この点、既存のFMCには、経過措置が設けられており、投資運用業を継続するにあたり、6ヶ月以内にいずれかのFMCとして認可/登録を申請すればよいものとされているため、既存のFMCは、この期間内に適切な対応をとる必要があります。

今回の規制強化は、シンガポールにおけるファンド運営に一定の影響を及ぼすものであり、今後の認可・登録に係る申請実務や行為規制の運用が注目されます。

弁護士 川村 隆太郎
☎ 65-6593-9754 (シンガポール)
☎ 03-6212-8352
✉ ryutaro.kawamura@mhmjapan.com

3. ベトナム:労働法の改正

ベトナムでは、昨年、労働法第5次改正草案に基づき労働法改正について議論が行われていましたが、2012年6月18日に、労働法の改正法(No.10/2012/QH13)〔「改正法」〕が国会にて可決され、2013年5月1日から施行されることになりました。

改正法による主な改正点は、①試用期間中における賃金の下限の変更、②時間外労働制限の変更、③整理解雇の要件緩和等です。

【試用期間中における賃金の下限の変更】

現行法では、試用期間の賃金は、その職種の通常賃金の70%以上と規定されていますが(現行法32条)、改正法は、これを、通常賃金の85%以上に引き上げました(改正法28条)。

【時間外労働制限の変更】

現行法では、使用者及び労働者の合意に基づき、原則として、1日あたり4時間、かつ、年間200時間を越えない範囲で時間外労働が認められていました(現行法68条、69条)。

改正法では、時間外労働が認められる範囲が変更されました。改正法では、使用者及び労働者の合意に基づき、①1日あたりの所定の労働時間の50%の時間内、②1ヶ月あたり30時間以内、かつ、③年間200時間以内(政府が認めた特別の場合には年間300時間以内)の範囲で時間外労働が認められることになりました(改正法106条)。なお、時間外労働の制限の例外として、①国家が戦争等の緊急事態に陥っている場合、②火事、洪水又はその他の災害等の緊急事態時に財産を修理する場合等が定められています(改正法107条)。

【整理解雇の要件緩和】

現行法では、組織再編又は技術革新に伴い、12ヶ月以上勤務した労働者を解雇する場合には、使用者は、労働者を直ちに解雇することはできず、使用者の内部における新しい職場で引き続き雇用するために訓練を実施しなければならず(現行法17条)、使用者が新たな職場を提供できない場合には、勤続期間1年につき1ヶ月分の賃金額に相当する失業手当を支払うことによって(但し、最低でも2ヶ月分以上支払うことを要します)、整理解雇を行うことができるとされています。この点、改正法では、組織変更・技術革新に基づく整理解雇の他、経済的理由に基づく整理解雇も認められることになりました(改正法44条)。

【その他の主な改正点】

その他の主な改正点としては、(1)産休期間が4ヶ月から6ヶ月に変更され、双子や三つ子等の多胎児の場合には一人増えるごとに1ヶ月間の産休期間が追加されます(改正法第157条)。また、(2)旧正月の期間が4日間から5日間に延長されることに伴い、年間の祝日が9日間から10日間に変更されました(改正法115条)。さらに、(3)ベトナムで働く外国人の就労ビザの有効期間が36ヶ月間から24ヶ月間へと短縮されました(改正法173条)。

改正法は、2013年5月1日から施行されるため、自社の労務管理体制が改正法に適合するよう、事前に改正法の十分な検討が必要になります。

弁護士 小山 洋平
☎ 03-5220-1824
✉ yohei.koyama@mhmiapan.com

弁護士 梅津 英明
☎ 03-6212-8347
✉ hideaki.umetsu@mhmiapan.com

弁護士 山口 健次郎
☎ 03-6266-8792
✉ kenjiro.yamaguchi@mhmiapan.com

今月のコラム - タイ -

今月のコラムは、タイの祝祭日についてです。

タイやミャンマーに駐在して、日系企業のために、MHMの東京オフィスやシンガポールオフィスと連携しながら執務していると、当然のことながら各国の祝祭日の違いというものを意識せざるをえません。

タイの仏暦 2555 年(西暦 2012 年)の祝祭日は以下のようになっています。

1月1日 新暦元日	6月4日 ヴィサカブーチャ(仏誕節)
1月2日 振替休日	8月2日 アサラハブーチャ(三宝節)
1月23日 春節祭(中国旧正月) ※祝祭日ではない	8月3日 カオパンサー(入安居) ※官公庁のみ休み
3月7日 マカブーチャ(万仏祭)	8月12日 王妃誕生日(母の日)
4月6日 チャックリー(現王朝)記念日	8月13日 振替休日
4月13-15日 ソンクラーン(水掛祭り:タイ正月)	10月23日 チュラローンコーン大王記念日
4月16日 振替休日	12月5日 国王誕生日
5月1日 国民労働日 ※一般企業のみ休み	12月10日 憲法記念日
5月5日 戴冠記念日	12月31日 大晦日
5月7日 振替休日	
5月9日 農耕祭 ※官公庁のみ休み	

(参考:タイ国政府観光庁 HP <http://www.thailandtravel.or.jp/news/detail/?no=341>)



上記をご覧いただくと、やはり仏教関係や王室関係の祝祭日が多いことが分かります。

また、新暦元日(1月1日)、中国正月(新暦1月下旬~2月上旬頃)、ソンクラーン(タイ正月)(4月中旬)と、正月が3回あるのも特徴的です。

但し、中国正月は祝祭日ではなく、非営業日とする華人企業や休暇を取る華人従業員も少なくないという日です。写真は、ヤワラート(バンコクの中華街)で、王妃・王女のパレードを待つ人々の様子を撮影したものです。

4月のソンクラーンはタイ人が最も重視している連休で、田舎に帰る人も多く、タイでのプロジェクトをお考えの際にはこの時期約1週間は動かないという前提でスケジュールを組んでいただく必要があります。本来は穏やかに水を掛けるインド起源の宗教的な日ですが、今や単に派手に水をぶっ掛けて騒ぐ日と化しています。バンコクですと、例えば中心部のシーロム通りには、ものすごい数の人々が大きな水鉄砲やバケツを持参して集結し、大騒ぎしています。

日本を含め世界的には5月の第2日曜日を母の日とする国が多いようですが、タイでは現王妃の誕生日である8月12日が、一般にはワン・メー(母の日)と呼ばれています。この日が近づいてくると、バンコクでは王妃の写真が多くのビルやコンドミニアムの前に飾られます。現王妃は西暦1932年生まれですが、お若い頃の写真から最近のものまで、飾られる写真の年代は様々です。

また、祝祭日ではありませんが、タイ人男女にとっては、11月頃のローイ・クラトン(陰暦12月の満月の夜に、灯籠を川などに流す日)や2月14日のバレンタインデーといった日が重要であります。タイでは男性から女性にバラの花を贈るのがスタンダードです。

なお、タイの労働保護法第29条では、国民労働日(5月1日)を含めて年間13日以上(の祝祭日)休暇を定めて労働者に告知することとされていますが、実際にはほとんどの企業がそれ以上の日数の祝祭日を毎年定めています。

(弁護士 二見 英知)

セミナー・文献情報

- セミナー 『日経ビジネスアジア会議 2012 ベトナム：日本企業が直面する法的課題と実務を踏まえた解決策』

開催日時	2012年9月12日(水) 11:15~11:55
講師	小山 洋平
主催	日経ビジネス (http://business.nikkeibp.co.jp/nbs/nbsemi/asia/120911/index.shtml)

- セミナー 『日経ビジネスアジア会議 2012 フィリピン：法務面から見たフィリピン進出の留意点』

開催日時	2012年9月13日(木) 13:30~14:10
講師	土屋 智弘
主催	日経ビジネス (http://business.nikkeibp.co.jp/nbs/nbsemi/asia/120911/index.shtml)

- セミナー 『日経ビジネスアジア会議 2012 ミャンマー：ミャンマー進出の法務』

開催日時	2012年9月14日(金) 15:15~15:55
講師	武川 丈士
主催	日経ビジネス (http://business.nikkeibp.co.jp/nbs/nbsemi/asia/120911/index.shtml)

- セミナー 『ミャンマー投資実務セミナー』

開催日時	2012年10月4日(木) 14:00~17:45
講師	武川 丈士
主催	産経新聞社、フジサンケイ ビジネスアイ、日本ミャンマー協会 (http://japanmyanmar.or.jp/shr/pdf/20121004.pdf)

- セミナー 『グローバル展開における営業秘密の保護—最新の理論と実務』

開催日時	2012年10月18日(金) 13:00~17:00
講師	小野寺 良文
主催	株式会社ビジネス・フォーラム事務局 (http://www.b-forum.net/)

- セミナー 『シンガポール地域統括会社の構築及び活用の法務・税務上の留意点』

開催日時	2012年10月31日(水) 13:30~16:30
講師	関口 健一
主催	経営調査研究会 (http://www.kinyu.co.jp/)

- 論文 「「売買契約紛争事件の審理における法律適用の問題に関する解釈」について」
掲載誌 国際商事法務 Vol.40 No.8 2012年8月刊
著者等 山口 健次郎
- 論文 「[海外法律実務便り]シンガポール地域統括会社構築時の留意点」
掲載誌 ジュリスト No.1445 2012年8月25日刊
著者等 関口 健一
- 論文 「シンガポール地域統括会社の構築と活用 ―法務・税務上の留意点を中心に―」
掲載誌 旬刊商事法務 1977号 2012年9月25日刊
著者等 関口 健一
- 論文 「ミャンマー外国投資法制のポイント」
掲載誌 経理情報 No.1326 2012年10月1日刊
著者等 武川 丈士・小松 岳志・梅津 英明

News

- **ALB 2012 Corporate M&A Rankings にて高い評価を得ました**
ALB (Asian Legal Business) 2012年9月号の特集記事 'ALB 2012 Corporate M&A Rankings'にて、当事務所は日本の法律事務所として上位に選ばれました。
- **Asian-MENA Counsel 誌の Firms of the Year 2012 を受賞しました**
Pacific Business Press 発行の Asian-MENA Counsel 誌による "Firms of the Year 2012" において、当事務所は Banking & Finance の分野で日本を代表する法律事務所に選ばれました。また、Employment 及び Most Responsive Domestic Firm of the Year の分野において Honorable Mentions に選ばれました。
- **9月6日、川村隆太郎弁護士が弊事務所シンガポールで業務を開始しました**
2012年9月6日(木)から、川村隆太郎弁護士がシンガポールオフィスにて執務を開始しました(電話: 65-6593-9754、Email: ryutaro.kawamura@mhmjapan.com)。川村弁護士は、米国ロースクールへの留学、大手総合商社への出向経験を有するシニア・アソシエイト弁護士です。シンガポールオフィスでは、今後も、シンガポール及びアジア各国の現地有力法律事務所と協働して、日系企業の東南・南アジアでのビジネスのサポートをしてまいります。

MHM Asian Legal Insights 2012年7号 [2012.9.21 発行]

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330

www.mhmjapan.com